

人材紹介に関する基本契約書

求人者_____（以下「甲」という）と、株式会社マザーライク（以下「乙」という）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下の通り基本契約を締結する。

第 1 条（目的）

本契約の期間中、甲は乙に、甲が指定する要件を備えた人材の探査、調査、評価、紹介のための選考等に関する業務を委嘱するものとする。

第 2 条（業務委託）

甲は、乙に対し、甲の求める職員採用に関するコンサルティング業務及び人材紹介業務を委託し、乙はこれを受託する。

第 3 条（受託業務）

- 乙は、甲が希望する職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、該当する候補人材に対するヒアリングを実施した上で、適切と判断した者を甲に紹介する。
- 2 乙は、甲の人材採用につき必要なアドバイスを行い、その他雇用条件通知書の作成・交付支援、候補者に対する勤務開始日に必要な情報の提供、その他採用および入職手続きの支援をする。

第 4 条（紹介手続）

- 前条第 1 項に定める甲の人材の求人希望は、乙の定める書式に従って職業安定法第 5 条の 3 第 2 項に定める労働条件を明示する方法による。
- 2 前条第 1 項に定める乙の甲に対する紹介は、乙の定める書式に従って甲に対して書面でする。

第 5 条（採用手続と労働条件の確認）

- 甲は乙が前条第 2 項により紹介した人材（以下「候補者」という）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、前条第 1 項に定める労働条件等に基づき採用する。
- 2 甲は、候補者の採用を決定した場合には、乙の定める書式（別紙「雇用条件明示書兼内定通知書」）に従って候補者に対して労働基準法第 15 条に基づき労働条件を通知しなければならない。甲は候補者との間で別途雇用契約を締結する。
- 3 前項の労働条件通知には賞与額、各種手当額、歩合給の見込み額について記載しなければならない。

第 6 条（紹介手数料の支払及び時期）

甲は乙に対し、甲が候補者を雇用したときには、以下の紹介手数料の算出根拠のとおり、①の候補者の保有資格に応じた②の紹介手数料（別途消費税）を③の上限金額の範囲内で支払う。

【紹介手数料の算出根拠】

①候補者の保有資格	②紹介手数料	③上限金額
介護福祉士、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	理論年収の 35%相当額	なし
介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、介護福祉士実務者研修	理論年収の 30%相当額	なし
無資格	理論年収の 25%相当額	なし

- 2 前項に定める紹介手数料支払義務は、候補者が甲において勤務開始日以降に退職したことにより影響を受けない。
- 3 第 1 項に定める理論年収は、候補者の甲における雇用契約日の月例給与（各種手当含む）及び甲が候補者雇用年度に候補者に対して支払う賞与の 1 年分とする。
- 4 前項の月例給与には、残業代や歩合給、業績給の内、雇用契約時に定められた候補者が 1 ヶ月間に行うことが予定されている残業時間数に対応する残業額、達成することが期待されている最低限のノルマに対応する歩合給、業績給を含める。その他雇用開始時に明らかでない賃金はあらかじめ算定できる範囲で月例給与に加える。
- 5 第 3 項に定める月例給与及び賞与の計算にあたっては、候補者の雇用期間を理由として支給されないことまたは減額されることを定める甲の規定は適用がないものとする。
- 6 雇用契約時において候補者の賞与額の全部または一部を算定することができない場合には、算定できない部分については甲の前年度における候補者と同等の役職従業員に対する賞与支給額その他甲の前年度賞与支給実績から乙が合理的に算出する額を当該算定できない部分の賞与額とする。
- 7 候補者採用の決定後、候補者入社前に甲及び乙は、候補者の氏名、雇用年月日、理論年収、紹介手数料の料率、金額、その他の取扱い等、必要な事項を相互に確認し、甲と乙は各事項を記載した紹介手数料に関する覚書を別途締結する。
- 8 本契約または候補者の雇用条件に変更が生じた場合には、乙は前項の覚書を変更に従って変更する。
- 9 乙は甲に対し、紹介手数料及び消費税相当額を候補者の勤務開始日後請求するものとし、甲は、勤務開始日の属する月の翌月 1 0 日（土日祝日の場合はその前日）までに、その全額を乙指定の口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第 7 条（返金制度）

候補者が、甲における勤務開始（雇用）後、以下に定める期間内に甲を退職し、または甲を解雇（法令に則った正当な解雇に限る）されるに至った場合、勤務開始日から最終出勤日までの期間に応じて、乙は甲に対して以下のとおり紹介手数料(別途消費税)を返金する。

- | | | | |
|---------------|--------|-----|-----|
| 1 ヶ月未満 | 紹介手数料の | 70％ | を返金 |
| 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満 | 紹介手数料の | 50％ | を返金 |
| 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満 | 紹介手数料の | 30％ | を返金 |
- 2 前項の返金額および算定基準は甲乙間で別途合意し、紹介手数料の覚書に明示する。
- 3 甲が第 1 項に定める返金を求める場合には、候補者の最終出勤日の翌日から起算して 30 日以内に、乙所定の退職証明書を候補者の最終出勤日が確認できる書面とともに乙所定の方法により提出しなければならない。
- 4 以下各号に該当する場合には、乙は第 1 項に定める返金の義務を負わない。
- ①前項に定める期間内に、乙に候補者の退職証明書が到達しなかった場合
- ②候補者が、甲が候補者採用時に候補者に対して提示した採用条件と候補者の実際の労働条件が異なるために退職した場合
- ③その他甲の責に帰すべき事由により候補者が退職に至った場合

第 8 条（直接交渉の禁止）

乙が、甲に対して第 4 条 2 項に従って候補者を紹介した後は、甲は候補者と直接交渉をして候補者を雇用してはならない。

2 乙が、第 4 条 2 項に従って候補者を甲に紹介した後の、甲による候補者の雇用は、乙の紹介による雇用と評価し、甲は乙に対して本契約所定の紹介手数料を支払う。

第 9 条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の履行に関して得られた甲の事業に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならず、かかる守秘義務は本契約終了後も存続する。

第 10 条（反社会的勢力との絶縁の保証）

甲及び乙は、以下の各号について表明し、保証するものとする。

①甲及び乙は、暴力団等の反社会的勢力からまたは同種団体から、直接・間接を問わず、また名目の如何を問わず、資本・資金を借り入れ、導入しまたは提供しておらず、その他資本・資金上の関係を有せず、また今後也行う予定がないこと

②甲及び乙は、相手方が前項の保証に反すると合理的に判断したときは、本契約を解除することができる。

第 11 条（合意管轄）

本契約及び個別契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、千葉地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

第 12 条（契約に定めのない事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項について疑義を生じ、または本契約に定める事項について解釈上の疑義を生じた場合、甲乙誠実に協議の上決定する。

第 13 条（本契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約日から 1 年間とする。期間満了の 1 ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による更新しない旨の意思表示がなされないときは、本契約は更に 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

令和 年 月 日

（甲）

（乙）千葉県松戸市栄町西 3-1045

株式会社マザーライク

代表取締役 三田 達也

（事業所名）

介護・看護・障がい・保育 求人支援センター柏